

## 会則

### (名称及び事務局)

第1条 この会は、\_\_\_\_\_ (以下「本会」とい  
う。)と称し、事務局を\_\_\_\_\_に置く。

### (目的)

第2条 本会は\_\_\_\_\_とともに  
に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### (会員)

第3条 本会は、第2条の目的に賛同する者をもって組織する。

### (入退会)

第4条 本会への入会及び退会は、申し出により認めるものとする。

### (事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 例会の開催 (開催日 \_\_\_\_\_)
- (2) 総会の開催
- (3) \_\_\_\_\_
- (4) \_\_\_\_\_
- (5) \_\_\_\_\_

### (総会及び役員会)

第6条 総会は年1回開催する。ただし、臨時に総会を開催することを妨げない。

2 総会は、事業計画及び会計に関する事項並びに役員の選出その他の運営に必要な事項を審議する。

3 役員会は、必要に応じて\_\_\_\_\_が招集する。

4 総会及び役員会は、会員の過半数の出席をもって成立するものとし、議事は出席者の過半数を持って決する。

### (役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) \_\_\_\_\_ 名
- (2) \_\_\_\_\_ 名
- (3) \_\_\_\_\_ 名
- (4) \_\_\_\_\_ 名

### (役員の職務)

第8条 \_\_\_\_\_は、本会を代表し、会務を統括する。

2 \_\_\_\_\_は、\_\_\_\_\_を補佐し、\_\_\_\_\_に事故あるときはその職務を代行する。

3 \_\_\_\_\_は、本会の会計事務を担当する。

4 \_\_\_\_\_は、会計事務を監査する。

### (役員の任期)

第9条 役員の任期は\_\_\_\_年とする。ただし、再任を妨げない。

### (経費)

第10条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てることとする。

2 会費の額は、\_\_\_\_\_当たり\_\_\_\_\_円とする。

### (会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に始まり、\_\_\_\_月\_\_\_\_日に終わる1年間とする。

### (その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会で定める。

## 附 則

この会則は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から施行する。